

第 3 2 号議案

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市手数料条例の一部を改正する条例

東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳等に関するものの部2の項中「除かれた住民票」を「除票」に改め、同部4の項中「除かれた戸籍の附票」を「戸籍の附票の除票」に改め、同部7の項を削り、同部中8の項を7の項とし、9の項を8の項とし、10の項を9の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。